

令和4年度 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会
分科会2「分野に捉われず支援が必要な人に早期に支援が届く仕組みづくり」
第2回 次第

日時：令和4年9月29日（木）

14時から16時まで

場所：横浜市庁舎 18階みなと4・5会議室

- | | |
|------------------|-------|
| 1 開 会 | 【資料1】 |
| 2 分科会2第1回目検討振り返り | 【資料2】 |
| 3 国の動向について | 【資料3】 |
| 4 意見交換 | 【資料4】 |

- (1) 「支援が必要な人」が地域で安心して暮らしていくために地域ではどのようなことが必要ですか。

「支援が必要な人」は制度や相談につながっていても、地域の人との自然なつながりをつくりにくく、地域で孤立してしまう場合があります。「支援が必要な人」が地域で安心して暮らし続ける為には、日常のつながりの中での支援も必要です。地域でできる支援や必要な支援など、それぞれの立場からご意見ををお願いします。

- (2) 「支援の必要な人」に継続的にかかわる中で変化があったときに関係者が気づきを共有し、連携して支援する為に必要なことは何ですか。

地域の関係者間の連携や地域と支援機関の連携の必要性や、連携の為の課題等についてそれぞれの立場からご意見ををお願いします。

※変化の例：支援の必要な人の体や心の状態の変化、生活、家族の状況の変化など

- 5 閉 会

【今後の予定】

○第2回横浜市地域福祉保健計画・横浜市地域福祉活動計画検討会

令和4年11月15日（火）午前10時から正午まで

場所：横浜市健康福祉総合センター8階 大会議室A・B

○第2回横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会

令和5年2月中旬頃 詳細未定

【資料一覧】

資料1 横浜市地域福祉保健計画 策定・推進委員会 分科会2委員名簿

資料2 分科会2第1回目検討まとめ

資料3 国の動向について

資料4 意見交換シート

参考資料 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会運営要綱

(五十音順 敬称略)

	氏名	所属	分野
1	アカハネ シゲキ 赤羽 重樹	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	医師会
2	アリモト アズサ 有本 梓	横浜市立大学 医学部看護学科 大学院医学研究科 看護学専攻 地域看護学領域准教授	学識経験者（保健）
3	イケダ ヒロシ 池田 宏史	横浜市社会福祉協議会 理事	社会福祉協議会
4	コバヤシ マサル 小林 政晴	横浜市民生委員児童委員協議会 理事	民生委員児童委員協議会
5	ツルミ フコ 鶴見 伸子	横浜市心身障害児者を守る会連盟 幹事	障害分野関係者
6	ニシオ アツシ 西尾 敦史	愛知東邦大学人間健康学部 教授	学識経験者（福祉）
7	ホシ ツトム 星 勉	公益社団法人神奈川県社会福祉士会 権利擁護・成年後見事業部ばあとなあ神奈川 運営副委員長	成年後見関係者
8	ホンジュク タケシ 本宿 剛志	金沢区生活支援センター 愛&あい 施設長	障害分野関係者
9	マシコ マチコ 増子 眞智子	横浜市保健活動推進委員会 鶴見区会長	保健活動推進員
10	ヤマダ ヒトシ 山田 秀人	市民公募委員	市民委員
11	カワムラ ユキヒサ 川村 幸久	横浜市薬剤師会 常務理事	薬剤師会
12	サカモト ヨウコ 坂本 揺子	一般社団法人横浜市歯科医師会 総合戦略室 副委員長	歯科医師会
13	イクタ ジュンヤ 生田 純也	横浜市社会福祉協議会 高齢福祉部会 地域ケアプラザ分科会 会長 横浜市踊場地域ケアプラザ 所長	<臨時委員> 地域ケアプラザ

オブザーバー

1	ヒロセ マサル 廣瀬 優	南区生活支援課長	
2	ムロヤマ タカコ 室山 孝子	都筑区福祉保健課長	



国の動向

日本では、未婚化・晩婚化や高齢化の進行に伴い、単身世帯が増加、世帯規模が縮小しています。また、日本型雇用慣行の変化により、安定した雇用につけない人が増加しています。地域においては、近所付き合いをはじめとする住民同士のつながりが弱くなってきています。

日本の社会保障制度が前提としてきた、頼れる家族がいる、安定した雇用についている、社会的なつながりがあるといった状況が変化する中で、制度上これまで想定されていなかったような課題や、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉の一つの分野にとどまらない複合的な課題を抱えるケースが出てきています。

こうした中、社会福祉法が改正され、地域福祉推進の理念が次のように規定されました。福祉サービスを必要とする住民だけでなく世帯も対象となっていること、福祉や介護、保健医療にとどまらず多様で複合的な地域生活課題を捉えていること、その地域生活課題を「把握」するとともに「関係機関との連携等による解決」が図られることを目指していることが分かります。

地域福祉推進の理念(社会福祉法第4条第3項より)

地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

また、この理念を実現するため、市町村が「包括的な支援体制」づくりに努める旨が規定されました。「包括的支援体制」については、以下のように定められています。

「包括的支援体制」とは？

- ① 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ② 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- ③ 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

出典)厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課「社会福祉法の改正趣旨・改正概要(重層的支援体制整備事業について)」, 令和3年1月7日

その後、国では「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会(地域共生社会推進検討会)」が設置され、「包括的な支援体制」を具体化するための検討が行われました。ここでは、従来の「具体的な課題解決を目指すアプローチ」に加え、「つながり続けることを目指すアプローチ」(伴走型支援)が必要であり、2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくことが重要とされました。

「伴走型支援」とは？

具体的な課題解決を目指すアプローチは、本人が有する特定の課題を解決に導くことを目指すものである。このアプローチを具体化する制度の多くは、それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金給付、現物給付)を行う設計となっている。

これに対して、つながり続けることを目指すアプローチ(以下「伴走型支援」という。)は、支援者と本人が継続的につながり関わり合いながら、本人と周囲との関係を広げていくことを目指すものである。伴走型支援は、特に、生きづらさの背景が明らかでない場合、自己肯定感や自己有用感が低下している場合、8050 問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合などに有効である。

出典)「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」(地域共生社会推進検討会)最終とりまとめ、令和元年 12 月 26 日

また、市町村において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する「包括的な支援体制」の構築を推進するため、以下の3つの支援を一体的に実施する事業の創設を行うべきとしました。

「包括的な支援体制」の構築を推進するための新たな事業における3つの支援

①断らない相談支援

本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援

②参加支援

本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援

③地域づくりに向けた支援

地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

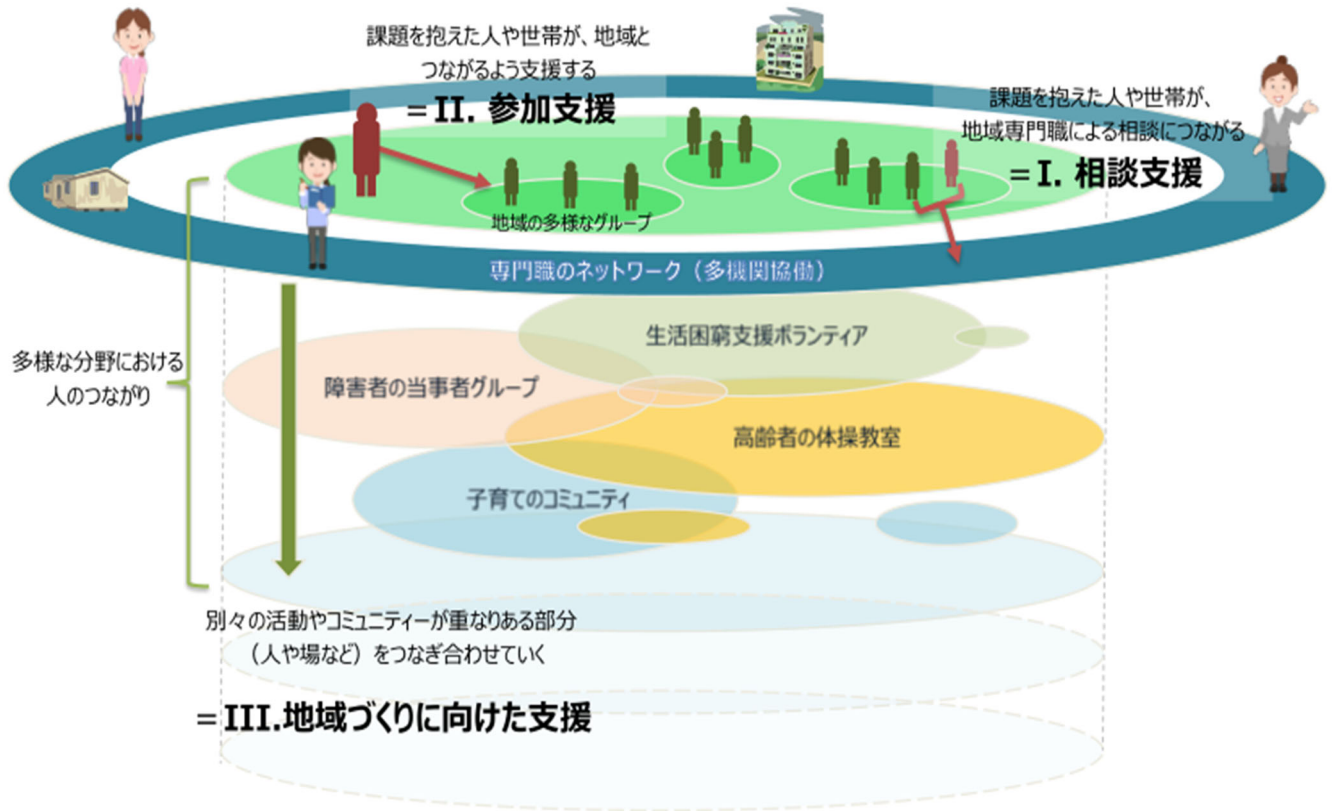
出典)「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」

(地域共生社会推進検討会)最終とりまとめ、令和元年 12 月 26 日

2020 年には社会福祉法が改正され、上記3つの支援を一体的に行う事業として、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

相談を包括的に受け止め、関係機関との連携により支援し、社会との関係づくりまで支援を行うものです。これに取り組むためには、行政が分野横断的に協働することに加え、行政と地域の協働も必要です。また、住民同士の関係性を育む地域づくりは、こうした取組の基盤になります。地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する必要性が高まっている中で、地域福祉の機能はますます重要になっていると言えます。

「包括的な支援体制」の構築を推進するための3つのアプローチ



三菱UFJリサーチ&コンサルティング「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究」

令和2年度厚生労働省生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業）

分科会2「分野に捉われず支援が必要な人に早期に支援が届く仕組みづくり」

テーマ

従来の取組では気づくことが困難な「支援が必要な人」に対する「適切に支援が届く仕組み」について

(1)参考資料 分科会2(1回目)ご意見より

第1回目の検討で「支援が必要な人にどうしたら早く気付くことができますか。」「気づいた時にどうしたらいいですか」についてご議論いただき、**制度や支援につながっていても、地域とつながりつづけ、お互いを理解し、安心して地域で共に暮らしていく**ことの大切さについてご意見をいただきました。

本日はこちらの意見を踏まえて、「支援が必要な人」をどのように支えていくことができるかについてさらにご議論いただきたいと思います。

< 1回目の検討で出た関連する主なご意見 >

・ 病気や障害のあるこどもは小さいころから入退院を繰り返していたり、病院や療育の往復だけになってしまい、**地域に知り合いを作りにくい。地域の生活の中で自然な人のつながりをどう作っていけるかが課題。**

・ 認知症の理解は地域の中で認識が広まってきている。認知症になっても**地域で安心して暮らせるように、見守りや支援の輪が広がってきている。**

・ **障害についての正しい理解を地域の人を持っている事が大切。ともに地域で生きていくためにお互いを知ることが必要。**

・ 障害を持っている人が助けてほしいと声を上げる為には、**差別や偏見がないことが前提**になる。

・ 障害や病気のことを学校や地域の人に理解しておいてもらい、**地域の人とつながりを持っている**と災害時や困ったときにも助けを求めやすい。



横浜市地域福祉保健計画マスコットキャラクター ちふくちゃん

(1)「支援が必要な人」が地域で安心して暮らしていくためには地域でどのようなことが必要ですか。

「支援が必要な人」は制度や相談につながっていても、地域の人との自然なつながりをつくりにくく、地域で孤立してしまう場合があります。「支援が必要な人」が地域で安心して暮らし続ける為には、日常のつながりの中での支援も必要です。地域でできる支援や、必要な支援など、それぞれの立場からご意見ををお願いします。

(2)「支援の必要な人」に継続的にかかわる中で、変化があったときに関係者が気づきを共有し、連携して支援する為に必要なことは何ですか。

地域の関係者間の連携や地域と支援機関の連携の必要性や、連携の為の課題等についてそれぞれの立場からご意見ををお願いします。

※**変化の例**：支援の必要な人の体や心の状態の変化、生活、家族の状況の変化など

横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会運営要綱

制 定 平成 24 年 4 月 1 日 健福第 1765 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき、横浜市の地域福祉保健推進に関する事項を総合的に定める横浜市地域福祉保健計画（以下「計画」という。）を策定すること及び策定後の計画の推進状況を評価することを目的とした横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、定めるものとする。

（担当事務）

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- （1） 計画の策定に関すること。
- （2） 計画の推進に関すること。
- （3） 計画の評価に関すること。
- （4） その他計画の策定・推進・評価に必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- （1） 市民
- （2） 福祉保健活動を行う者
- （3） 社会福祉事業を経営する者
- （4） 学識経験者
- （5） その他市長が必要と認める者

2 前項に掲げる委員の他、必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

3 第 1 項(1)の市民委員については、別に定めるところにより公募する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（報酬）

第 5 条 委員は、別に定めるところにより報酬を受けるものとする。

（委員長）

第 6 条 委員会に委員長 1 名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長がこれを召集する。

2 委員会の議長は、委員長が務める。

3 委員会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項においても同じ。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

(分科会)

第8条 第2条に掲げる担当事務の事前の調査及び検討を行うため、分科会を置くことができる。

2 分科会は、委員長が指名する委員若干人及び臨時委員をもって組織する。

3 分科会に分科会長一人を置き、分科会の委員及び臨時委員をもって組織する。

4 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

5 第7条の規定は、分科会の会議について準用する。この場合において、同条中の「委員長」とあるのは「分科会長」と、「委員」とあるのは「分科会の委員」と、「臨時委員」とあるのは「分科会の臨時委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第9条 委員長又は分科会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第10条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議（分科会の会議を含む。）については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部または全部を非公開とすることができる。

(庶務)

第11条 委員会及び分科会の庶務は、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課が処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第7条第1項の規定に関わらず、この要綱施行後、最初の委員会の招集は市長が行う。

3 この要綱の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定に関わらず、平成26年3月31日までとする。

(第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会設置要綱の廃止)

4 第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会設置要綱（平成20年2月4日制定）は、廃止する。

(第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会分科会運営要領の廃止)

5 第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会分科会運営要領（平成20年2月4日制定）は、廃止する。